

40～74歳の猿払村国民健康保険加入者の方へ

人間ドック費用(最大9,000円)を助成致します！

猿払村国民健康保険

人間ドック受診費用助成制度

村外の健診機関などで人間ドックを受診した場合、村が行う特定健診（※糖尿病等の生活習慣病を予防するための健診）を受診したものとみなし、その費用の全部または一部を助成する制度です。

今年もや
ってるよ

【助成対象者】 ◆以下のすべてを満たす方が対象です◆

- ① 申請時に猿払村国民健康保険へ加入しており、特定健診の対象者（40～74歳）である方。
- ② 村外で人間ドック等を受診した方（村が実施する特定健診を受診していない方）
- ③ 申請時に、国民健康保険税の滞納がない世帯に属する方。

【助成内容】 ◆主な目的は、生活習慣病の予防です◆

- ① 下記に記載する全ての項目を含む人間ドックを受診した費用の内、9,000円を上限に自己負担額を助成します。（※項目外を受診費用は、助成対象外となります。）
 - ・身長、体重、腹囲、BMI、血圧の測定
 - ・肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査※上記項目を満たしていない場合でも助成対象になる場合がありますので、詳しくは保健センターにご相談下さい。
- ② 助成は、同一年度内につき1人1回限りとなります。

【申請方法】 ◆申請期限がありますので、申請はお早めに◆

- ① 保健センターにある『国民健康保険人間ドック受診費用助成金交付申請書』に必要事項を記載の上、人間ドック結果票の写しと**領収書**を添付して申請して下さい。
- ② 申請の際には、印鑑と振込口座の分かるものを持参して下さい。
- ③ 人間ドック受診日の属する月の翌月から6か月を経過すると申請が出来ません。
- ④ 申請の際に、簡単な問診（既往歴や服薬歴など）をさせていただきます。

※提供された人間ドックの健診結果については、村保健事業の向上のため、医療分析や特定保健指導などに活用させていただきます。



さるふつスマイル
ポイント対象事業

問合せ先：保健福祉総合センター（国保介護係）2-2040